

様式第4号

許可5足第116号

令和5年10月6日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 中川郡本別町上本別10番地3

氏名 有限会社北海陸運

代表取締役 小川 哲也

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

足寄町長 渡辺 俊一



許可期間 令和5年11月15日～令和7年11月14日

1 事業の範囲

事業の区分：収集運搬

一般廃棄物の種類：事業系一般廃棄物

(抜根、枝条、草木、ボサ、木くず含む。)

2 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法令を遵守すること
- (2) 事業の範囲以外の一般廃棄物は収集運搬しないこと
- (3) 足寄町以外の一般廃棄物と混合して収集運搬しないこと
- (4) 搬入場所は足寄町が指定する場所とする。
- (5) 町外（くりりんセンターを除く。）に搬出する場合は、搬出先の市町村と協議を要する。

※上記の違反が確認された場合は許可を取り消す場合があります。

3 許可の変更の状況